パブリックコメント等で寄せられた意見とその対応

第5次あきる野男女共同参画プラン(案)に対し、パブリックコメント等で寄せられた意見とその対 応は次のとおりです。

意見等提出件数:①市議会 7件

②パブリックコメント 29件(提出者6名)

①市議会

No	項目	議会(総務委員会)における質問・意見の概要	市の考え方
1	方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多文化 共生への理解の 促進 (P. 20)	市が率先してパートナーシップ制度や性的マイノリティの方たちの存在を何が違うわけではないということをしっかり理解・啓発に努める姿勢を示していただきたい。いろいろなパターンの方たちもいるので、しっかり職員に対する研修などをやっていただいて、市民にも分かっていただけるように様々な取組をやっていただきたい。	性的マイノリティの方に関する 取組等は、あらゆる人を取りこぼさ ないという、国が進めるSDGsの 考え方と合致するものであるため、 まずは、性的マイノリティとは何な のかということから周知啓発に取 り組んでいきたいと考えておりま す。
2	方向性 I 施策分野 2 施策 1 学校における人 権・男女平等に 関する教育の推 進 (P. 21)	いまだに学校においては、特に制服や男女別の名簿など男女の性差をはっきりと分けるという機会が非常に多い。ここから変えていかないと、社会的な違いはないということが、根本的に違うのだよという位置付けになるのではないかと危惧している。ここから変えなくてはという意識を持ってほしい。	学校における人権・男女平等に関する教育の推進として施策に位置付けておりますので、男女の分け隔てなくという考え方の下、各学校の特性に応じて取組を進めていくものと理解しております。
3	方向性II 施策分野 2 施策 1 配偶者等からの 暴力に関する相 談体制等の充実 (P. 24)	配偶者等からの暴力は、受けている方がそれが暴力だと認識しづらいことが根本的な問題にもつながっているということは今までも指摘されている。女性に対する暴力をなくす運動週間の際のステッカーに、「あなたの同意なく強要された性的な行為は全て性暴力です」と記載されており、ボディータッチだろうと、結婚していても嫌なことは嫌だ、それは暴力だということをきちんと認識していい、という周知啓発のステッカーになっている。何が暴力なのか、きちんとそれを全ての人に周知し、置かれている状況が本来あるべき状況でない人は、今ある状況が我慢すべきものではないのだということを被害者に気づかせて、脱出する、あるいは改善させる手助けができる実行力のある内容にしてほしい。	配偶者等暴力につきましては、どのような行為が当たるのか思う方が当たるのか思う方が気兼ねなくることが重要であると考えいな聞きましては、知力な状況をつくることが重要であると考えております。 大き若年層の性暴力の子防月間、11月には女性に対する暴力をな中の上には女性に対する暴力に、近ろとでいると表に、一ジやパンフレッルで、活用して一ジやパンフレッルでは、活用して一が多に、であり組んでおりまた、公共施設や市の庁さいというない。また、ごれまでの取組組んでまりますので、これまでの取組組んでまながら、周知啓発に取り組んでまります。
4	方向性Ⅱ 施策分野 2 施策 1 配偶者等からの 暴力に関する相 談体制等の充実 (P. 24)	男性が被害者になるということも8%ぐらいある。そういった視点も取り入れていただきたいということと、もしかしたら暴力を振るう加害者側も悩んでいる方がいるかもしれないので、相談体制の中で気にかけていただきたい。	ご指摘のとおり、配偶者等暴力というと、男性から女性というイメージが先行してしまいますが、実際には女性から男性というものもあり、また、配偶者という関係に限らない場合もあると理解しております。このことから、様々なパターンの配偶者等暴力がある点も含めて周知啓発や相談しやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。また、暴力を振るってしまう方か

			らの相談も含めて、周知したいと考
			えております。
5	方向性Ⅲ	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実という	確認をしましたところ、面接でよ
	施策分野1	ことで、学校で様々な取組をされている。ハローワークによる	り良い結果を残すために、性に応じ
	施策1	指導などもされていると聞いたが、男の人はこういうふうに面	た受け答え方法などの助言があっ
	男女の雇用機会	接を受けなさい、女の人はこう面接を受けなさい、言葉遣いは	たことが確認されました。
	と待遇の均等確	こうとか、相当ジェンダーにとらわれた内容になっていると感	本件につきまして、根本的な解決
	保	じる部分があった。一方で、女の人だってこういう職業に就い	を図るには、男女共同参画社会の実
	(P. 26)	ていいという話をしても、やはり違うとなってしまう。ハロー	現が必要でありますので、第5次プ
		ワークのほうにまで、そういったジェンダーの見直しというと	ランに位置づけた施策を着実に推
		ころがまだまだ浸透しない部分があるのではないかなと思っ	進してまいります。
		て、ちょっと心配している。ジェンダーフリーの立場から見て	また、面接の指導等に当たりまし
		いくというところをぜひやっていただきたい。	ては、「男性はこうでなけばならな
			い」などの印象を与えることのない
			よう、配慮いたします。
6	方向性IV	産むことに焦点が集まりがちで、それも非常に大切なことで	ご指摘のとおり、リプロダクティ
	施策分野1	はあるが、産まない選択、それから避妊をするということの選	ブ・ヘルス/ライツにつきまして
	施策 1	択肢もあるということをしっかり啓発、情報を提供するという	は、妊娠・出産も含まれますが、産
	リプロダクティ	ことも、性と生殖に関する健康と権利の非常に大切な部分だと	まないということも含めての権利
	ブ・ヘルス/ラ	も思うので、この部分抜け落ちないように、この件に関して相	であると理解しております。具体的
	イツに関する意	談したいという人がどこに行ったらいいのか分からないとい	な周知方法は、現在では、3月8日
	識啓発	うことのないようにぜひ取組をしていただきたい。	の国際女性デーに合わせ、市ホーム
	(P. 31)		ページなどで周知しております。今
			後は、周知方法等を検討してまいり
			ます。
7	意見	今まで男女共同参画はいろいろやっているとは言われるけ	
		れども、女性の一人として、何が変わっているのだろうか、ち	
		っとも進まないというのをやはり思う。実際に国際的に見ても	
		日本の男女平等というのは非常に遅れているということを指	
		摘され続けてきているので、ぜひ実効性のあるものにしていっ	
		ていただきたい。相当頑張っていろいろ議論しているのだと思	
		うので、今後期待していきたい。	

②パブリックコメント

No	項目	意見の概要	市の考え方		
全般	全般				
1	用語について	国や都の計画に沿っているのでしょうが、あまりにも横文字が多すぎる(説明ははいっているのですが。適当な日本語はないのでしょうか)	本計画は、国や都の男女共同参画 等の計画や本市の状況を踏まえて 取りまとめております。また、用語 は、国や都の計画等の表記に準じて おります。 用語につきましては、的確な日本 語が存在しない場合や、日本語化す ることでかえって分かりづらくな る場合がありますので、必要に応じ て用語解説等で説明を加えさせて いただき、補足をさせていただきま す。		
2	文章構成に ついて	このプランを一通り読んでみましたが、なかなか理解できませんでした。前回の4次ではパブコメがなかったようですが、やはりハードルが高いです。どうしたら、市民に読んでもらい理解してもらえるかも考えてください。	市としましても、できる限り平易な表記を心掛けておりますが、専門的な表記を用いらざるを得ない面もあることから、分かりづらい表記となっている部分があり、誠に申し訳ございません。 いただいたご指摘を重く受け止		

	1	T	A 1/2 = 1/2-left 1// 3//-> - 3/2 - 3/2 - 3/2 - 3/2
3	市の将来像について	市民一人ひとりがこのあきる野市に住んでよかった、住み続けられると言う誰にとっても優しい市になってほしいと願います。	め、今後の施策推進に当たり、す。 りやすい第名に のままに のままに のかまに のかまに のかまに のかま のかま のかま のかま のかま ない のから である まして いっと のから でいる いっと のから いっと のがら いっと
			たこ息見のとおりのまらとなるよう、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策に取り組んでまいります。
4	女性の・活躍のというでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	そもそも「男女共同参画社会」とは一体どういうものなのかについて、市民の認識が薄いという現状があると思われます。例えば「男女平等」という言葉についても、同じ言葉を用いているにも関わらず結果平等と機会平等で異なるイメージを持つ場合があります。ジェンダー平等と男女平等の違いを理解しているのかどうかによっても、例えば多くの評価のよりどころとなっている市民アンケートの結果に影響があろうかと思われます。言葉を用いている限り、そういった誤解はつきものではありますが、そういった議論がまだ十分深まっていなかのではありますが、そういった議論がまだ十分深まっていないのではありまずは何とかしなければならないのではないでしょうからことにつけ、気になる点があります。それは、方針決定の場です。という社会参画のモデルが、敬業的な面でのおれていることとでいたとです。会、職業的なもに関わる中で感じていることとでいたということです。今、職業的な対にとびませば、社会活動の中ですでに十分活躍と出ている。現状があります。や、社会活動の担い手が不足していたということです。今、職業的な女性の活躍が推進されていますが、女性が働くことによって、社会活動の担い手が不足していった職業的な面でのみ女性の活躍を語ることにも原因のいったんがあるのではないでしょうか。国の指針等もあるのはわかりますが、そういったことにただ追従するのではなく、あきる野市として輝くビジョンをぜひ持っていただきたいと思います。ちなみに、川崎市の子どもの権利条例策定の際、子どもの社会参画について議論した中で出た意見に、「意見を言うことが社会参画」という趣旨のものがあります。女性(というある意味弱い立場の者)が、自分の考えを表現できる社会づくりが大切ではないかと思います。	市とない。 市以た分す。 も、があとは記さい。 も、かあられるをとった。 と前が野があるをとす。のときる方ににきるがのといるのといるのとででででででででででででででででででででいる。 をはれるのとがある発本は、のときるが、のといるがあれば、できるがのとがある。 をはれるのとがある。 をはれるでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

第1章

5 2計画の目的 (P.6) 文章について修正を提案します

原文「この計画は、全ての人が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく」

修正文「この計画は、あきる野市民すべての人が、性別や年齢 にとらわれることなく」

修正を提案する理由

あきる野市の共同参画プランであるので対象者を明確にすべきである。

男女共同参画プランであるのに「国籍にとらわれることなく」とのが記載があることで本プランの主旨が大きく変化してしまう。

このまま読むと外国籍のあきる野市民にあらゆる分野に責任をもって参画してもらい 多様な生き方を自由に選択してもらい、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性のある施策をあきる野市民が推進となっている。

多様な生き方を自由に選択してその結果が豊かさを享受できる社会につながるためには 許容できる範囲内の多様な生き方でなければならない。日本人として当然と考える常識の範囲を超えた無制限の多様な生き方を自由に選択することは争いが多発し社会不安へとつながっていく。

現在日本国には多くの外国人(国民の2%程度)が生活しており、その内中国、ベトナム、フィリピンで半数以上(約60%)を占め、関東に半数以上が住んでいるとの統計値もある。 それにつれて当然外国人の犯罪もふえている。

一方、中国には国防動員法がある。国外に住む中国人も対象であり、有事の際に国防義務を履行せず、拒否すると刑事責任を問うことが可能である。日本に居る中国人も当然対象である。 尖閣諸島には日本の民主党政権以来中国海警船が日本の領海近くを航行し領海侵入も行っている。

グローバル化(国境をなくそう)の先行した世界をみればそれは各国で行き詰まりをみせているのがわかる。

英国はなぜEUをはなれる決断をしたか? なぜアメリカにトランプが現れたか?

当然グローバル化推進勢力はそれらを押しのけようとしている。日本でも同様である。

以上の見地から刮目してこの案を読めば、この計画から国籍の文字は消し去るべきであり、男女共同参画の理念に戻るべきであることがわかる。

その中で日本の文化、伝統は守って行くことが豊かさを享受 する社会の実現につながるのです。 P15の「6計画の性格・位置付け」に記載しておりますとおり、本プランは、「本市」における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」に当たるものとなります。このため、改めて「あきる野市民」という表記はしておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、第5次プランから「国籍等」を加えましたが、これは、外国にルーツを持つ方が増加している事実を踏まえ、文化的差異等をその人が行つ個性の一つと捉え、全て人がその個性等を発揮しながら、様々な分野で活躍できる社会の実現を目指すに当たり、まずは相互理解が重要であるという大枠の考え方をものであり、国の多文化共生の考え方とも合致するものであると捉えております。

第2章

5 方向性 I 施策 1 男女共 同 る 護啓 発 の 推 進

(P. 20)

企画政策課の「情報提供」は、東京都もしくは自前作成のリーフレットを、配布、もしくは要所に配置するということでしょうか?それとも啓発広報紙の発行など、もう一歩進んだ形の「情報提供」なのでしょうか。

女性蔑視、女性差別の歴史は、有史以来、今日まで手を替え、品を変え、ほぼ人類の全歴史を覆うほどに長く続いた強固なものです。その間には、たとえば「女は成仏できない」、「女は不浄」、「女は感情的である」など、男性支配を正当化する数々の理論、教説が生み出されており、現代においてもそれらのまことしやかなご託宣とは訣別できていません。それどころか、これら男性支配を正当化する理論に、被害者である女性たち自身が自ら率先してその理論を受け入れ、差別を内面化してしまっているように見える時もあります。

情報提供の方法については、その 内容に応じて、リーフレット等の配 布、市ホームページへの掲載等を行 ってまいります。また、より良い周 知の方法について、他市の事例等を 研究してまいります。

男女共同参画に関する条例については、ご指摘のとおり、令和3年4月1日現在、26市中13市が既に制定しており、男女共同参画社会の実現に向けた有効な手段の一つであると認識しております。

その一方で、条例の制定には、市

そうした長い女性差別の歴史を顧みるならば、この町の住民 の意識を真に男女平等なものに変え、新たに男女平等社会、男 女共同参画社会を構築していくには、よほどの覚悟と施策でも って臨む必要があると思います。国や都、そして市のリーフレ ット置くというおざなりな施策では、男女平等社会をあきる野 市に根付かせることはできないと思います。

では、どのような施策が望ましいのか。私は、企画政策課に対しては、その実力を遺憾なく発揮していただき、ぜひ「男女共同参画条例」をこのあきる野市で実現していただくことを最優先施策として明記していただきたいと思います。

現在、多摩 26 市のうち、男女共同参画条例、男女平等参画 条例など名称は若干異なりますが、同趣旨の条例を制定してい る市は立川市、国立市(女性と男性及び多様な性の平等参画)、 武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国 分寺市、東大和市、清瀬市、多摩市、羽村市の13 市と半数で あり、現在検討を進めている八王子市を加えれば、すでに過半 数を超える市が同趣旨の条例を制定、もしくは準備している状 況にあると言えます。

市民の代表である議会が「男女共同参画条例」について真剣に討議し、制定に努力する一方、行政は行動計画を力強く推進する、そうした全市的な取組がなされてはじめて、市民の理解も進み、全市民が「自分事」としてその実現に関わるようになるのではないでしょうか。

次回の6次プランは2027年度からの実施が見込まれます。その時点まで条例づくりに手を付けないというのでは、他市の状況と比較していかにも遅いという誹りを免れません。また、その間に成長していく次世代の子どもたちに着目すれば、彼らが条例化の動きの中で学んだかもしれない男女共同参画社会のイメージを、そうした動きもないなかでは、十分に学ぶこともなく社会人となっていくことを意味します。そのはとりもなおさず、取り返しがつかない未来への負債となることを危惧します。

女性差別は女性たちへの人権侵害であり、その一点のみにおいても一刻も早く、男女不平等な状況を解消するべく全市を挙げて取り組む必要があります。ぜひ今回の第5次プランの企画政策課の最優先施策として「男女共同参画条例」の制定を打ち出し、市民、市議会議員双方に条例づくりの働きかけをお願いしたいと思います。

7 方向性 I 施策分野 1 施策 1 男女 共同 る 画 底 発 の 推

(P. 20)

企画政策課にお願いしたいのは、可能な限り様々な審議会、委員会にクオーター制を導入していただきたいことです。会議に女性が一人いるだけでは、女性たちの意見を上手に討議に反映させることができません。複数でしかも日常的に女性たちが市政へ参画することにより、女性たちも意見表明が容易になるのです。そしてそのことは、市政に関心を持つ人を増やし、市の活性化にもつながると思います。

民ニーズや機運の高まり、さらに、 効果的に条例を運用するため、条例 制定と合わせて実施する施策の検 討が必要であると考えております。

これらのことから、第5次プラン に条例制定を明記することは困難 でありますが、先に述べた各種の状 況を見定めつつ、本市における条例 制定の必要性の検討などを進めて まいります。

現在、市においても、審議会や委員会の委員の選任に当たり、女性委員を積極的に選任いただくよう、働きかけを行っているところであります。

審議会や委員会の円滑な運営に 当たり、現段階において、クオータ 一制を導入することは困難であり ますが、市としましては、引き続き 女性委員の積極的選出に取り組み、 女性の参画促進を進めてまいりま

	44-11-		White late on 1 1 to 10 I life - See may 17 S.M.
8	方施施男画識進 (P. 20)	生涯学習推進課が企画する各種講座等の充実は、男女共同参画社会建設のためには避けて通れない個々人の意識変革を促す、非常に重要な施策であると思います。 その上で、今後の生涯学習の展開を考えるとき、従来の「女性たちのエンパワーメント講座」の重要性はもちろんですが、それに劣らず男性たちを対象とした男性学講座の開設がこれからのキーワードとなってくると思います。 男女雇用機会均等法(1985年)に始まり、男女共同参画基本法(1999年)、女性活躍推進法(2015年)などさまざまに女性の社会進出を促す法整備が進んでも、いっかな女性たちの上には分厚い「ガラスの天井」があり続けています。そのため2020年に至っても管理職に占める女性比率は民間企業では10.7%、国家公務員上級職で4.2%にすぎません。(「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」内閣府 R4年1月) その原因として近年改善を求められているのが、昇進者を決める評価者・査定者に男性が多いという状況です。男性の面接官、もしくは上司の無意識下のバイアスが、女性たちの評価を下げ、ひいてはその昇進を阻害していると考えられているのです。 そうであれば、現在社会の中枢にいる男性たちの意識が変わらない限り、女性が意思決定の場に進むことは難しいでしょう。まずはそういう立場にいる男性達にこそ、女性蔑視のバイアスを取り除くために、男性学の受講が必須だと思われます。男性学の講座は、男性たちの女性へのバイアスを取り除くだけでなく、自身が男らしさの神話から解放され、新たな行動スタイルを選択できるようエンパワーするものです。ぜひ生涯学習課の施策として、男性学の講座の開設をお願いしたいと思います。	ご指摘のとおり、女性の活躍推進のためには、企業の管理職等の仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識を変えていくことが重要であると考えております。 いただきました点については、今後開講する講座の検討に当たっての貴重なご提案として受け止めさせていただきます。
9	方向性 I 施策 1 男 画識 4 男 画 3 題 (P. 20)	「女と男のライフフォーラム」は、市民の意識改革を進める 取組として有用だと考えますが、一度きりの参加では、参加者 の行動様式を変えるまでには至らないのではないでしょうか。 女性差別は、時代時代にさまざまな現れ方をします。そのた めに、常に自らの男女共同参画の視点をアップデートしていく 必要があります。定期的にミーティングを開きながら、仲間た ちと自分を見つめ直し、自身の視座を獲得していく場が必要だ と思います。 アドホックなイベントの企画・運営だけで解散するのではな く、その後も参加者たちが継続して研鑽を積めるように、公民 館の友の会のような形で続いていくのが望ましいと思います。 メンバーたちが、あきる野市住民の男女共同参画意識の変革を 担うリーダー的存在となっていけるよう、行政からの息の長い 働きかけ、サポートが重要であると思います。	「女と男のライフフォーラム」に ついては、毎年度、実行委員会委員 を募集し、実行委員会により企画運 営を行っております。ご指摘の解 り、実行委員会は、当該年度の解 り、実行委員会は、当該年度の解 しなってしまうため、継続的な活動 には至っていないのが現状です。 一方で、委員の皆様においては、 開催に至るまでの会議の中で、様々 な立場から意見や養調を交わていただいており、委員の皆様の行動 様式にも少なからず影響を与えていただいるのではないかと期待しております。 いただいたご意見につきましては、 貴重なご意見として受け止めさせていただきます。
10	方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多 文化理解の促進 (P. 20)	あきる野市には、人口比から割り出すと自覚の強弱はありますが 4000 人ほどの LGBTQ の当事者がいることになります。しかし、現在でも市政の中ではその対応が充分になされていない事になっております。市の職員などに対し早急に当事者がどんな事に困っているのか、又生きることの難しさを感じているのかを当事者の声を聴きその解消への対応を考えていただきたい。又、LGBTQ の施策をするときには必ず当事者の意見を聞いて下さい。	職員研修を実施する中で、LGBTQ に関する内容も含めて男女共同参 画に関する研修等を検討していき たいと考えております。 また、市としましても、LGBTQに 関する施策を検討する際には、当事 者の意見聴取や先進事例の活用が 重要であると考えております。しか しながら、現段階において、当事者 への意見聴取の方法等を見いだせ ておりませんので、まずは、意見聴

			取の方法など、先進事例の研究を進 めてまいります。
11	方向性 I 施策 2 多文化理解 後代理解 (P. 20)	各種の災害の時の避難所における入浴についてですが、自衛隊に入浴施設の依頼をすると男女だけに分けられた施設を作っていただけますが、性別再判定手術の済んでいないトランスジェンダー、いろいろな理由で手術ができないトランスジェンダー(体と心の性が食い違う人)体に大きな手術跡がある人、車いすの人などはどちらの男女だけに分けられた入浴施設を使用することが出来ません。 防衛省に問い合わせした所その自治体の首長がLGBTQの当事者がいることや大きなお風呂に入れない人がいると防衛省に伝えればシャワールームを作ってくださるようですが、そのためには本意ではないカミングアウトをしなければいけません。それなので避難所を作る時は必ずシャワールームを作ることを市の条例にしていただきたい。 本市が所有している避難所についても同じことが言えます。	災害時の避難所の入浴施設については、自衛隊が設置いたします。 男湯女湯しか設置できない場合、特別な介助や配慮が必要な方など、災害時の環境の中で、できる限り避難者の状況に配慮しながら、被災者のストレスを少しでも緩和できるよう対応していきたいと考えております。また、「避難所を作ること」を条例としていただきたいとのご意見につきましては、災害の状況等により、市もととなりますので、一定のルールを定める条例の性質にそぐわないものであると考えております。
12	方向性 I 施策 2 多文化理解 (P. 20)	健康保険証やマイナンバーカードなどの性別の表記を削除するか又表面ではなく裏面に書いて表面には性別が表面に書いてない理由を掲載していただきたい。又、まだ改名がされていないトランスジェンダーに対して通称名でもいろいろな手続きが出来るようにしてください。 又、役所で必要な書類で性別の欄がある時には男女だけではなく「答えたくない」と言う欄も作ってください。	本市の国民健康保険の被保険者証については、被保険者証の表面に戸籍上の性別の記載を希望しない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると判断された場合には、戸籍上の性別を裏面に記載することができるよう対応しております。手続における通称名の利用については、住民基本台帳を基本として本人確認等の照合作業を行うため、現段階においては、対応いたしかねる状況です。また、市の申請書類等につきましては、法令上定めがある場合等を除さ、原則として、性別欄を設けないこととしております。
13	方向性 I 施策 2 多 文 化 共 生 や タ 文 化 理 解 の で (P. 20)	トランスジェンダーは病院での対応が出来ていないために 重症化することが考えられるので、特に入院に関しては MTF (男性から女性に) FTM (女性から男性に) の手術が必要になった 時の入院部屋の事も考慮していただきたい。 その理由は、FTM は女性用の大部屋に入院の時は同室の人す べてが異性となってしまいます。 MTF の場合も同じことが言え ます。 (中には FTM でも男性が好きと言う人、MTF でも男性が 好きと言う人も確かにいますが。) 誰もが必要な医療行為を必要な時に安心して使えるように 願います。 又、阿伎留医療センターにジェンダークリニックを導入し、 ホルモン投与までの治療行為ができるセンターになってほし いと思っています。	入院時等に配慮が必要な方には、個室で対応をしていただくなどの対応が可能かを、医師会等に確認しながら検討してまいります。 ジェンダークリニックの導入につきましては、いただいたご意見として、公立阿伎留医療センターにお伝えいたします。
14	方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多 文化共生へ	国籍などに関係なくその個性と能力を発揮できる社会を実現する・・・と書かれているのですが、あきる野市における外国籍の人たちの実態やかかわり方などが、どのようになっているのか不明です。近頃の武蔵野市の住民投票条例の問題にみられるように、早晩外国籍の人たちの問題がクローズアップされ	市内には、1,000人を超える外国籍の方が生活しており、多文化共生の推進のためには、外国籍の方の生活状況等を正確に把握することが重要であると考えております。

	Ø 19 #7 Ø /□	フ事的におった味にジーンガーコリー しょての時期知りおれ	十、田の別とは、マーナでは
	の理解の促進	る事態になった時にジェンダーフリーとしての取り組みかた を検討する時期に来ているのではないでしょうか。	一方、現段階において、市では、 外国籍の方の生活状況等を把握す
	(P. 20)	で使的する時期に未ているのではないでしょうが。	る手段を有しておりませんので、ま
	(1.20)		ずは、外国籍の方にお話しを伺う方
			法を考える必要があると認識して
			おります。

			しては、今後の施策等を検討する上
			で、貴重なご指摘として受け止めさ
			せていただきます。
15	方向性 I	性的マイノリティ、多文化共生の課題は、両者とも当事者の	ご指摘のとおり、性的マイノリテ
	施策分野1	人権の問題であり、どちらも行政には全力で取り組んでいただ	ィの理解促進や多文化共生の推進
	施策 2	きたい課題だと思います。たとえば、印刷物による周知啓発な	のためには、互いを知り理解し合う
	多様性や多	ど消極的な施策で終わるのではなく、多数派の日本人とマイノ	ことが非常に重要であると考えて
	文化共生へ	リティ住民の間に、住民同士としての共感をはぐくむような企	おります。
	の理解の促	画を息長く続けていくことを望みます。	一方、現段階において、市では性
	進	性的マイノリティ当事者の話を市民が聞く、外国籍住民と意	的マイノリティの方や、外国籍住民
	(P. 20)	見交換をする、お国の料理を教えてもらうなど交流のためのプ	の方にお話しを伺う手段を有して
		ラットフォームを立ち上げ、両者が直接出会い、お互いを知る	おりませんので、まずは、先進自治
		機会を多く作っていただきたいと思います。	体の事例等から、こうした方法につ
		両者の人間的な交流を通じて、多数派日本人にとっては、マ	いて研究をしていきたいと考えて
		イノリティ住民への無関心や知らないことから生じる不信感、	おります。
		排除意識を払しょくする効果が得られるであろうし、マイノリ	また、本市にはベトナム籍の方が
		ティ住民にとっても、日本人のコミュニティの中に迎え入れら	多いことは市も把握しております
		れたことで、住む土地への帰属意識も生まれ、安心して生活で	ので、市ホームページにおけるベト
		きる契機とできるのではないでしょうか。	ナム語への変換機能の追加などを
		また、多文化共生というと、英語圏の人を招いて交流するこ	行っております。
		とを良しとする市民も多いかと思いますが、あきる野市はベトナム籍、中国籍の方多いと聞いています。そうした方々との交	いただきましたご意見につきましては、今後の拡筆地準に坐ちって
			しては、今後の施策推進に当たっての貴重なご提案として受け止めさ
		がと思います。	していただきます。
16	方向性 I	昭和生まれの人たちの意識を変えることはなかなか大変で	教職員に対する研修等に加え、令
10	施策分野 2	す。そこで学校教育あるいは幼児教育の頃から男女共同参画、	和元年度には、市立増戸小学校が東
	施策1	ジェンダー平等の意識が当たり前のことだということを体験	京都人権尊重教育推進校として、研
	学校におけ	できる場を沢山作ってほしいと思っています。	究を行うなどの活動を行ってまい
	る人権・男女	いじめの問題、ジェンダーフリーなど学べる場が必要です。	りました。
	平等に関す	それは道徳というより人間としての在り方に属する考え方だ	第4次あきる野男女共同参画プ
	る教育の推	と思います	ランの進捗状況については、市ホー
	進	第4次でどのように実践してきたのかが明確ではありませ	ムページ上で公開しております。
	(P. 21)	ん。	
17	方向性 I	性別による差別は、憲法 14 条において禁じられており基本	ご指摘のとおり、性別による差別
	施策分野 2	的人権の問題です。そうした人権問題と「男女仲良く」とか、	は人権問題であり、東京都教育委員
	施策1	「互いに思いやりを持とう」などという、いわゆるモラル、道	会の人権教育プログラムにおいて、
	学校におけ	徳の話は次元が違うものです。女性への差別の問題は、「道徳」	人権課題として取り上げられてお
	る人権・男女	で取り扱うのではなく、社会科の課題として積み重ねられてき	ります。
	平等に関す	た判例等も交え、人権侵害の問題として教えていただきたいと	本市においても、人権尊重の精神
	る教育の推	思います。	を養えるよう人権教育を推進して
	進 (D. 91)	そして、こうした人権侵害がなぜ起きてきたのか、明らかな	まいります。
	(P. 21)	人権侵害の問題でありながら、なぜ今も解消できないのかを学 び、同時に人権侵害が起きた時、男性であれ女性であれ、それ	
		の、同時に人権侵害が起さた時、男性であれ女性であれ、それ を感知する法的感性を養っていただきたいと思います。	
		を認知する伝的感性を養っていたださたいと思います。 その上で、もし自分にそうした人権侵害、たとえば職場での	
		性差別やセクハラ、マタハラなどが起きた場合、被害にどう対	
		処するのか、訴訟も含めてあらゆる権利回復の方法を、社会で	
		生きていく必要知識として教えておいていただきたいと思い	
		ます。	
	l	· · ·	İ

18	方向性 I 施策分野 2	学校において、取り組んでいただきたいのは、興味本位ではなく、ジェンダー問題を取り込んだ正しい性知識を教える性教	性教育については、東京都教育委 員会の学習指導要領及び性教育の
	施策1	すです。	手引きに基づき実施しております。
	売水1 学校におけ	昨年、立川市のホテルで風俗店に勤務する女性が殺害される	いただいたご意見につきまして
	る人権・男女	事件が起き、その加害少年があきる野市在住であったことは、	は、貴重なご意見として、受け止め
	平等に関す	市民だれしも記憶に新しいところです。性にまつわるトラブル	させていただきます。
	る教育の推	で、子どもたちを加害者にも被害者にもさせないためには、性	
	進.	の正しい知識をなるべく早く子どもたちに持ってもらえる「性	
	(P. 21)	教育」の体系が整えられなければなりません。	
		幸い、ユネスコが中心となって作成した「国際セクシュアリ	
		ティ教育ガイダンス」という性教育に関しての国際的な教育指	
		標が出されており、そこでは、性を含めた全人的な健康や幸福	
		な人生の享受を根幹に据えた性教育の指標が示されています。	
		そうした基準に則った性教育をあきる野市の教育現場でも	
		取り入れ、子どもたちも保護者も学べるようにしていただくこ	
		とを望みます。	
19	方向性 I	「周知啓発に加え、子どものときから~」ということには同	人権教育については、東京都教育
	施策分野 2	意できます。学校教育の場における人権教育そしてまた、セク	委員会の学習指導要領や人権教育
	施策1	シャリティ教育(後述します)についてより一層の推進が必要	プログラムに、性教育については、
	学校におけ	だと考えられます。同時に、人権教育もセクシャリティ教育も、	学習指導要領及び性教育の手引き
	る人権・男女	学校で教えられる知識のみで完結するものではありません。社	に基づき実施しております。
	平等に関す	会教育・家庭教育も含め、生活の場面を通じて経験的に身につ	いただいたご意見につきまして
	る教育の推	けていくものです。学校教育・社会教育(生涯学習)・家庭教	は、貴重なご意見として、受け止め
	進 (P. 21)	育、そういった視点での意識形成の方向性についてぜひ、連携 した取り組みを進めていってほしいと思います。ちなみに、セ	させていただきます。
	(P. 21)	クシャリティ教育とは、2009 年にユネスコを中心として WHO	
		やユニセフなどの国際機関が共同文章として発表した「国際セ	
		クシャリティ教育ガイダンス」に詳しく書かれておりますので	
		そちらを参照してください。従来の性教育にとどまらず、自分	
		と相手の身体と心について知り、自分の生きる、相手の生きる	
		を大切にするための教育であり、世界標準です。『ゼロから学	
		ぶ障害のある子ども・若者のセクシャリティ』(伊藤修毅・全	
		障研出版)も参考になるかと思います。また、前述した社会参	
		画ということを考えれば、政治に関する教育も必要になるので	
		はないかと考えられます。	
20	方向性Ⅱ	被害の予防啓発だけでなく、性暴力の加害者、「JK ビジネス」	「若年層の性暴力被害予防に関
	施策分野1	などで少女たちの性を商売にする人たち、そうした人たちへの	
	施策2	警告、取り締まりも同時に行っていただきたいと思います。	進める女性に対する暴力の根絶、若
	若年層の性	また、苦しんでおられる被害者が安心して状況を話せる相談	年層を対象とした性的な暴力の啓
	暴力被害予防に関する	施設の充実(もちろんそのまま支援に入れる組織)、加害者が 再犯防止プログラムに取り組めるように支援する組織が必要	発を踏まえて実施するものとなり ます。
	別に関りる 周知啓発	一年犯的エブログノムに取り組めるように又抜りる組織が必要 であろうと思います。	ょぅ。 内閣府は、「若年層の性暴力被害
	(P. 23)	(めの)と心(なり。	予防月間」を設定し、若年層の様々
	(1.20)		な性暴力被害の予防啓発や性暴力
			被害に関する相談先の周知、周りか
			らの声掛けの必要性などの啓発を
			行い、若年層が性暴力の加害者、被
			害者、傍観者にならないことの啓発
			を徹底するとしております。市では
			取り締まり等を行うことはできま
			せんが、内閣府の動きに沿い、当該
			取組の趣旨に則り、若年層が被害者
			にも加害者にも傍観者にもならな
			いよう、周知啓発に取り組むととも
			に、相談体制の充実に努めてまいり
			ます。

21 方向性Ⅲ 職業生活に おける女性 の活躍及び ワークライ フバランス の推進 (P. 26)22 方向性IV 施策分野1 リプロダク ティブ・ヘル ス/ライツの 推進 (P. 31)

子育て支援は以前と比べると充実してきていると感じます。 しかし、私の見落としかもしれませんが、企業の意思決定の 場における女性比率を上げる具体的な施策が、第5次プランに は盛り込まれておりません。民間企業に対しても管理職に女性 を増やそうというインセンティブがある施策を打ち出してい ただきたいと思います。 一定規模以上の事業者におきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業主行動計画の策定・公表が義務付けられており、管理職に占める女性労働者の割合等について、目標の設定や達成状況等を示すこととされております。

市としましては、こうした制度等 を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定事業(P 28事業36)を実施しております。

従来妊娠22週までの中絶に必要であった「配偶者の同意」 条件が2021年3月より緩和され、DV被害者は配偶者の同意 がなくても自分の意思のみにより中絶が行えるようになりま した。が、リプロダクティブ・ヘルスの考え方、「妊娠や出産 ツの について、女性の自己決定権を尊重する」という本旨はいまだ に十分浸透していないと感じます。 ご指摘のとおり、当事者となりうる若い世代に限らず、親世代に対しても妊娠や出産について、正しい知識と理解を得ることは非常に重要であると考えております。

妊娠中絶だけでなく、不妊治療、出生前検査の問題など、近年出産をめぐっては、医学の発達や人々の意識の変化により、今まで存在しなかったような新たな状況が生まれており、それに伴った問題も数多く出現しています。

いただいたご意見につきまして は、貴重なご意見として受け止めさ せていただき、今後に生かさせてい ただきます。

こういった新しい状況や課題に当事者として向き合う若い 世代はもちろん、その判断をサポートする親世代の人たちにと っても、正しい知識と理解の上で、個々人が自分の意見を形成 していくことが大切なのではないかと考えます。

市民同士が出産の現状を知り、さまざまな課題について学び 議論できる場があるとよいと思います。保健師がそうした場を 設け、市民が新しいリプロダクティブ・ヘルスについて自分の 知見をアップデートしつつ、自分の意見を持てるようリードし ていただきたいと思います。

第3章

23 計画の推進 体制

(P. 36)

あきる野市としての男女共同参画センターの設置を計画してください

計画の推進体制の具体化になると思います。

男女共同参画センターは男女共同参画推進の拠点としていくつもの自治体に設置されている状況を羨ましく感じています。自治体によっては男女共同参画条例や男女共同参画市宣言などもみられますし、第5次プランの期限中(R9)の実現を願います。

本市においても男女共同参画プランや女と男のフォーラムなどの実践の積み重ねがありますし、これらの資料を始め、国・都・他地区の取り組みの紹介や実践を積極的に市民に情報発信する体制作りが必要だと思います。内閣府男女共同参画局、国立女性教育会館 HP や都、他地域の先進的事例・実践を参考にしつつ、本市ならではの実践を進めていただきたいと思います。何より次代を担う小中高生、大学生、子育て世代の若い方に男女共同参画の風を送り、意識を広げ高めていくことができたらと切に思います。

男女共同参画センター等の男女 共同参画や女性のための総合的な 施設については、令和3年4月1日 現在、東京都内の26市中18市にお いて設置されております。

ご指摘のとおり、当該施設の導入 は、男女共同参画に関する情報や相 談窓口等を市民に発信する上で、効 果的な手法であると認識しており ます。

現在のところ、市では、男女共同 参画センターの設置には至ってお りませんが、関係各課で男女共同参 画に関する施策を分担して実施し ている状況であり、女性相談窓口の 設置など、一定の機能は確保できて いると考えております。

今後、更に男女共同参画に関する 施策を推進するに当たり、体制や拠 点の整備を行うかどうかにつきま しては、いただいたご提案や他の行 政課題への対応状況を踏まえ、総合 的な視点からの検討課題とさせて いただきます。

24	計画の推進 体制 (P. 36)	全庁的な、そして市民との連携推進体制に関して 男女共同参画社会の実現に向けては、全庁的な取り組みと、 市民との協働推進が必要不可欠だと考えられます。その点、推 進体制についての方向性には同意します。しかしながら、非常 に残念なことに先日パブリックコメントが募集されていた、市 の教育基本計画(第3次)とあきる野学びプラン4において、 「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みが、関連する項 目はあるものの明確に記述はされていませんでした。これは一 体どういうことなのでしょうか。協働と一言で言っても、非常 に難しいことなのはよくわかります。しかし、これではいかに 「全庁的に取り組みます!」と言ってもむなしく聞こえてしま います。少し期間はズレてしまいましたが、今からでも計画の 策定に関して連携して推進していくことを確認する必要があ るのではないかと思われます。	P15 の「6計画の性格・位置付け」でお示ししておりますとおり、本計画と、関連する個別計画については、相互に調整を図るものとしており、本計画の策定に当たりましても、関係各課と調整を行い、施策推進に当たっての連携を確認してきております。 教育基本計画や生涯学習推進計画には、それぞれの主目的があり、男女共同参画の取組につきましては、本計画に集約しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
25	数値目標の 設定 (P. 38)	学童クラブの待機児が 89 人、これを 0 にする取組がかかげられていますが、小学生の放課後の居場所として早急に改善をしてほしいものです。	待機児童解消に向けて、子ども・ 子育て支援総合計画に基づき、取組 を進めてまいります。 なお、待機となった児童に対しま しては、児童館特例利用により、居 場所を確保する取組を行っており ます。
26	数値目標の 設定 (P. 38)	健康支援の項 がん検診に受診率があまりにも低すぎます。 補助金などの支給も含め単に受診者を増やすという記述では なく具体的目標が必要なのでは	令和2年度の実績においては、新型コロナウイルス感染症の感染 大等の影響により、受診率が低下したと捉えております。令和3年度においては、自己負担額を減額するなどの取組を行っております。 受診率の向上に向けて、他自治体の取組を研究し、今後の施策推進に取り組んでまいります。 なお、本項目は受診率の向上を制力を対したがのであるため、「がん検診を受診であるため、「がん検診を受診を受いる人を増やす」に表記を変更します。
27	数値目標の 設定 (P. 38)	市職員の女性管理職のうち、意思決定に関わる立場の女性登用を進めてください 市議会を傍聴した際に、市の役員席には女性が1人の状況で、殆どは男性であり女性登用の遅れは歴然と感じました。(市議席の女性率は30%に近く、202030と国の目標値に近い状況と見受けました) 本市第5次プランのP38を見ると第4次プランと比べ管理職と監督職が別記されわかりやくなりました。女性登用が進んでいることも現状の数値が示していますが、国の第5次基本計画第1分野「政策・方針決定への女性の参画拡大」P20の表に照らし、より意思決定に関わる立場の女性率の目標値を設定し、実効性を高めていただきたいと思います。部長級等の意思決定に関わる女性登用の目標値の設定は市職員の意識を変えることにもつながるのではないでしょうか。また、議場の女性率も上がり、市民にも女性登用が見える形で広がっていくことが期待できると思います。	「あきる野市特定事業主行動計画」におきまして、ケ性職員の登用の拡大として、管理職及び監督職における女性職員の割合の増加を支援の割合の増加をするキャリア形成支援等の取組を進めており、課長級及び監督職における女性職員の割合のと認識しており、関在の市の部長を指摘のとおり、現在の市の部長級職員13人のうち、女性職員は1人となっておりますが、部長後も上記取組等を進めることで、部長後を表えております。
28	数値目標の 設定 (P. 38)	小中学校の女性管理職の登用の目標値を設定してください。 国の第5次基本計画第10分野において、小中学校女性管理職の割合については校長20%、副校長25%と示されています。 国の第3次・第4次基本計画では、女性管理職の割合という記述だったものが、校長、副校長と職位別の目標値となりました。 また、P114(1)には特に、学校においては校長への女性の登用	本市には、小学校 10 校、中学校 6 校に校長・副校長が 1 名ずつ配置されており、このうち、女性管理職の割合につきましては、小学校校長は10%、副校長は20%、中学校校長・副校長はともに0%となっておりま

を一層促進するとの一文が入りました。校長は意思決定に関わ る立場であり、副校長は補佐的立場です。国の第10分野のワ 公立小中学校の教職員人事につ ーキンググループ会議において、OECD 調査における中学校の女 いては、東京都教育委員会が採用し 性校長の割合が最下位であったことが論議され、校長がクロー た教職員を配置するため、目標値等 ズアップされたと聞いています。 の設定は行っておりません。 しかしながら、「教育委員会や学 全国の女性管理職率は 教育委員会月報(令和3年2月号)の 県市別の校長等人数及び登用者数(金和2年4月1日現在)によ 校において、女性の能力発揮が組織 ると、小学校女性校長 21.8%, 同副校長率 32.4%、中学校女性校 の活性化に不可欠である」との国の 長率は7.6%、同副校長率は15.4%となっています。各自治体の 第5次男女共同参画基本計画の考え 女性管理職率は自治体間の差が大きく、小学校女性校長率が最 方を踏まえ、女性管理職の登用につ も高いのは広島県で、46.7%と約半数に近い小学校が女性校長 いて、東京都と調整を行いながら推 となっています。あきる野市の女性校長・副校長率はともに全 進してまいります。 国平均に届かない状況です。前述のP114には管理職の性別構 成が児童生徒の意識に影響を与えることを踏まえ…の一文も ありますし、子どもたちから見る学校の男女共同参画の景色は 大きく違って来るのではないでしょうか。特に女子児童生徒の ロールモデルになり得る存在です。 元東京学芸大学 村松泰子学長が「学校に男女共同参画の景 色を作ろう」と国立女性教育会館コラムにドイツの6歳男子の 例を引いています。彼の問いは「男でも首相になれるの?」と いうもの。メルケル首相在任時のことですが、初めて触れる環 境の影響の大きさを伝えていると思います。 是非、本市の女性校長・副校長率の現状と目標値を設定して ください。 市職員の男性育休取得率を全国平均以上の目標値に設定を 数値目標の 「あきる野市特定事業主行動計 29 設定 総務省の調査による 2020 度実績では、地方公務員男性の育 画」におきまして、市職員の育児休 (P.38)休取得率が13.2%となっていますが、本市の実績と共に第5次 業取得率の増加を目標として掲げ プランに目標値を設定してください。国家公務員男性が 29.0% て、制度の周知や育児休業を取得し であることも踏まえ、地方公務員男性の育休取得率向上が必要 た職員の円滑な職場復帰の支援等 です。女性の育休取得率が高いのはこれまでの社会構造の反映 に取り組んでおります。 でしょうが、男性の育休取得は男女共同参画社会への人々の意 当該計画に基づき、本計画におい 識変容を具体的に促し、周囲にも見えていくことにおいて重要 ても、P39「(2) 事業ごとの目標」 だと思います。 内の「事業 23 育児・介護休業制度の 普及啓発」の項目において、男性職 員の育児休業取得率の目標を設定 しており、令和2年度の実績は 30%、令和7年度における目標は 50%としています。 また、男性職員の1か月以上の育 児休業取得率の目標を設定してお り、取得率向上に加え、長期間の育

児休業が可能な職場環境づくりの ため、関係条例を改正するなど、取

り組んでまいります。